



認定表示証

消防団協力事業所制度  
消防団活動は地域の皆さんのご理解に支えられています。地域防災のため、消防団へのご協力をよろしくお願ひいたします。

留萌消防組合では、平成22年10月1日から「消防団協力事業所制度」を導入しました。この制度は、消防団員数が減少傾向にあることから、地元企業・事業所の協力を得て、地域防災力の強化を図つていこうとするもので、消防活動や自然災害などの大規模災害時に用いている事業所など消防団防災活動に対し特に積極的に協力している事業所が対象となります。

平成22年度においては、留萌市、祐川商店・米倉水産、小平町の小平自動車運輸・新名建設の4社が認定を受けました。

具体的には、消防団員を複数名雇用している事業所など消防団への協力を認められる事業所を消防団協力事業所と認定し、その証として表示証（フレート）を交付するものです。

## 消防団協力事業所制度

### 『危険物取扱者保安講習会』

場所 見晴町2丁目  
講習日 平成23年6月15日(水)

定員 30名

場所 未広町4丁目  
講習日 平成23年5月16日(月)から5月19日(木)までの4日間、午後6時から午後9時まで。  
留萌消防会館2階

『危険物取扱者試験準備講習会』  
平成23年度危険物取扱者試験が留萌では6月5日と11月6日に実施されます。それに伴い受験される方を対象に危険物取扱者試験準備講習会を次の通り実施します。

『危険物取扱者保安講習会のお知らせ』

## 救急救命講習について

留萌消防組合では、住民の方々に応急手当講習を実施しております。これは、救急車が到着するまでの応急手当が非常に重要であり、その必要性や有効性について、住民の方に理解してもらうためのものです。平成6年から実施し、平成22年12月末までに約6,100名の方が受講しております。

また、AEDの設置施設も年々増加しており、住民の方々がスマートフォンで、SNSなどで連絡ください。



少年消防クラブ員と指導員を募集しています。

●紙面に対するお問い合わせ先●  
留萌消防組合  
留萌消防署 予防課 予防係  
電話 42-2211  
FAX 43-5153

古い消火器は使わないで下さい。

## 春の火災予防運動 4月20日～4月30日

《全国統一標語》

『「消したかな」あなたを守る 合言葉』

《留萌消防組合テーマ》

『火災から 生命を 守ろう』

午後8時サイレン吹鳴



第48号



## 火災予防運動が実施されます

4月20日(水)から4月30日(土)までの間、「消したかな」あなたを守る合言葉を統一標語に春の火災予防運動が実施されます。これから季節、空気が乾燥して火災が発生しやすい気候となります。陽気に誘われ出かける機会の多くの季節、火に対する警戒心がおろそかにならないよう家庭や職場の中でも話し合いましょう。



留萌消防組合では火災予防運動期間中、火災防ぎよ訓練、住宅防火展示会にも一度、火災予防について考えてみましょう。皆さんはこの機会にもう一度、火災予防に取り組んでみます。

設置場所は、寝室と2階に寝室がある場合は階段室になります。また、消防署では6月以降に市内住宅の全戸調査を予定していますので、実施の際はご協力をよろしくお願いいたします。



住宅用火災警報器設置例

※消防職員による訪問販売及び、販売の幹旋は行つていていませんので悪徳業者は十分注意し、おかしいなと思つたときは消防署へ連絡してください。

2010年以降に製造されている消火器には購入時にリサイクルシールが貼つてありますが、それ以前に製造された消火器には、リサイクルシールが貼られていないため、処分時にリサイクルシールを購入し貼る必要があります。

消火器リサイクル推進センターのホームページを確認してください。

お問い合わせ先 消火器リサイクル推進センター TEL 03-5829-6773 ゆうパックコールセンター TEL 0120-822-306



6月1日  
完全義務化!!  
住宅用火災警報器の設置義務化が迫っています

消化器の一体型リサイクルシステムをご存じですか??

今、ご家庭・職場にある消火器は本体の腐食、サビなどはありませんか?

本体に亀裂やサビがあつたり、製造されてから8年以上経過しているような古い消火器は使用時に爆発する危険性があります。使わずに業者へ引き取つてもらいましょう。

消火器は一般ゴミ・粗大ゴミでは回収できません。そのため、新しいリサイクルシステムが2010年1月にでき、どこのメーカーの廃消火器でも引き取ることが可能となりました。

消火器には購入時にリサイクルシールが貼つてありますが、それ以前に製造された消火器には、リサイクルシールが貼られていないため、処分時にリサイクルシールを購入し貼る必要があります。

住宅用火災警報器を設置しましょう。